

令和6年度 市民生活応援券（プレミアム付商品券）発行事業  
取扱事業者 募集要項

1. 趣旨

物価高騰の影響を受ける事業者と家計を支援するため、令和6年度 市民生活応援券（プレミアム付商品券）発行事業の応援券取扱事業者を、以下のとおり募集します。

2. 応援券の概要

発行総額	発行総額 2 億 1,200 万円
券種	以下 2 種類の券を、各 1 セット 10,000 円で販売。 ・地域専用券 1 セット 14,000 円分（1,000 円券×14 枚） ・全店共通券 1 セット 12,000 円分（1,000 円券×12 枚）  ※今回は紙券のみとなり、デジタル券の発行はありません。 ※地域専用券とは、中小規模店でのみ利用可、大型店利用不可。 全店共通券とは、大型店を含む全ての登録店舗で利用可。 ※大型店とは、売場店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> を超える店舗をいう。 <u>ただし、駒ヶ根市内に本社・本店のある場合を除く。</u>
発行数と購入限度	・地域専用券：10,000 セット（1 人 2 セットまで） ・全店共通券：6,000 セット（1 人 1 セットまで） いずれも申し込み多数の場合、抽選。
販売対象	平成 18 年（2006 年）4 月 1 日以前に生まれた、駒ヶ根市内に住民登録のある方（高校生を除く。個人単位でのみ購入可。法人や団体名義での購入不可。）
販売方法	郵便局での販売（購入引換ハガキ持参）
各種期間	事業者募集 令和 7 年 2 月 25 日（火）～ 3 月 28 日（金） 購入申込 令和 7 年 4 月 21 日（月）～ 5 月 16 日（金） 販売期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 6 月 25 日（水） 利用期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～11 月 30 日（日） 換金期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～12 月 15 日（月）

3. 登録資格と条件

以下の（1）（2）のすべてを満たす事業者が対象です。

（1）以下①②のいずれかに該当する事業者。

① 駒ヶ根商工会議所会員、または ② 駒ヶ根市内に店舗のある事業者

※ただし、②のみに該当する事業者は、本社・本店が市外にある場合は、対象外となります。

※本事業への参加を目的に①に新規加入する場合は、一時的な加入とならないこと。

※特に業種の指定はありませんが、以下（２）に該当する事業者は対象外となります。

（２）次に該当する事業者は、対象外とします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ③ 以下「5. 応援券の利用対象とならないもの」に記載する商品等のみを取り扱う事業者
- ④ その他の法令又は公序良俗に反するもの

#### 4. 応援券の利用単位

応援券の利用単位は 1,000 円単位となります。お釣りは出ません。

#### 5. 応援券の利用対象とならないもの

- （１）国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- （２）換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ
- （３）現金との換金、金融機関への預け入れ
- （４）土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- （５）たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- （６）娯楽施設への支払い
- （７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い
- （８）特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- （９）その他、本応援券事業の趣旨にそぐわないもの

#### 6. 応援券の管理方法

応援券は、各店舗で保管・管理し、以下「11. 換金手続き」に従い、換金してください。

#### 7. 事業者の費用負担

応援券の取り扱いに関して、事業者の費用負担（事業者登録手数料、換金手数料）はありません。

#### 8. 登録申請方法

取扱事業者登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、市商工観光課へ提出してください。

#### 9. 登録申請期間

令和 7 年 2 月 25 日（火）～3 月 28 日（金）

※期間後も随時受け付けますが、期間後に申請された事業者は、市報やチラシ等に掲載されない場合や、応援券販売日当日に店内掲示物等が間に合わない可能性があります。

## 10. 審査・登録

市は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。  
審査の結果、登録可となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。  
発送は、応援券の販売開始日である6月2日（月）の1週間ほど前を予定しています。

## 11. 換金手続き

- (1) 応援券の換金については、駒ヶ根商工会議所へ「使用済み応援券」と「換金依頼書」を持ち込んで、手続きをしてください。入金日等は、別紙スケジュール表をご確認ください。
- (2) 上記いずれの場合も、応援券の換金額は額面どおりとします。

## 12. 取扱店の責務等

取扱事業者は、次の事項を順守してください。

- (1) 特段の事由がない限り、応援券の有効期間中に取扱事業者を辞退しないこと。
- (2) 配布する店頭掲示用ポスターを、消費者の分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) もし応援券の対象メニュー等を限定する場合には、利用される方が混乱しないように、ポスターやメニュー表などに、分かりやすい表示をすること。
- (4) 応援券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (5) 偽造などの不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実をすみやかに市商工観光課に連絡すること。
- (6) 応援券の交換・譲渡・売買は行わないこと。
- (7) 受け取った応援券を自らの支払いに充てないこと。
- (8) 本事業を各店舗での売り上げ増加につなげるため、応援券利用期間に合わせた特販の実施など、各店舗での積極的な取り組みをお願いします。

## 13. 取扱店の資格喪失

万が一、取扱事業者が本要項に定める事項に反した場合には、市は取扱事業者登録を取消し、応援券の換金を停止することがあります。

### 【問い合わせ・書類提出先】

〒399-4192

駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所 商工観光課 商業係

TEL 0265-83-2111 内線 431

FAX 0265-83-1278